

昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会小委員会
(十六ノ一)

-民事局参事官室試案修正案(第三次)・株式会社監
査制度改正要綱(案)を基に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2020-01-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三枝, 一雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/20606

【資料】

昭和四九年商法改正と法制審議会商法 部会小委員会（十六ノ一）

—— 民事局参事官室試案修正案（第三次）・株式
会社監査制度改正要綱（案）を基に ——

三 枝 一 雄

目次

はじめに

第一 本日の審議の方針と試案等の説明

一 本日の審議の方針

二 試案等の説明

第二 審議

一 従属会社保有株式等の支配会社保有株式等への算入（以上本号）

はじめに

続いて昭和四六年六月二七日法制審議会商法部会小委員会第十六回会議が開催された。同会議には、鈴木小委員長のほか、大住、大森、金子、田中、新谷、原、矢沢の各員および青山、草島、田辺、味村、渡辺の各幹事が出席し、民事局参事官室試案修正案（第三次）（商法部会小委員会資料22、法務大臣官房司法法制調査部・法制審議会商法部会小委員会第十六回会議議事速記録101頁以下）および株式会社監査制度改正要綱（案）（同小委員会資料23、同速記録104頁以下）をもとに、従属会社保有株式等の支配会社保有株式への算入等の問題につき、逐次審議を行った（同速記録1頁以下）。

第一 本日の審議の方針と試案等の説明

一 本日の審議の方針

鈴木小委員長は、まず前回までの審議で残された問題を審議し、次いで今までに検討した部分についてざっと意見を聞いた上、本日をもって小委員会を終了し、次回には部会にもって行きたいと、本日の審議方針を示し、各委員の協力を求めた。その上で鈴木小委員長は、まずはじめに、味村幹事に民事局参事官室試案修正案（第三次）（商法部会小委員会資料 22）および株式会社監査制度改正要綱（案）（同小委員会資料 23）の説明を求めた。

「始めさせていただきます。

この前小委員会を開いていただきまして、いわば前半といえますか、・・・（印字不明）と御意見を伺ったのでありますが、まだ残っている問題がございますので、それをきょうやっていただいて、そして、いままで検討いたしました部分についても、もう一回ざっと御意見のあることを伺った上で、きょう小委員会としてはこれで終わらせていただいて、次回は部会にもっていきたいと思いますので、そういうふうな趣旨で御協力いただきたいと思います。

そこで資料をお届けしてございますが、その中で第三次修正案と書いてございますもの、及びそれに関連いたします要綱案を味村幹事から説明していただきます。」（同速記録 1 頁）

二 試案等の説明

鈴木小委員長の指示を受け、味村幹事は、民事局参事官室試案修正案（第三次）及び株式会社監査制度改正要綱（案）につき、次のように説明した。

「では第三次の修正案である小委員会資料の 22 と、小委員会資料 23、監査制度要綱（案）について説明いたします。

改正要綱のほうは、いままでの修正と第三次の修正を加えましたものをまとめてみたものでございまして、従来は民事局参事官室試案であったわけですが、いよいよ

よ小委員会である程度の御結論を出していただいて、そこで部会にあげていただくということになりますと、もうここで参事官室試案というよりは商法部会としての要綱の案としたほうがよろしんじゃないかならうかと思ひまして、そのように表題を変えたわけでございます。傍線は、第三次の修正案による修正の部分だけではありませんで、これは部会に報告いたします関係で、部会が終了後小委員会で修正した部分に全部傍線を引いてありますので、そのつもりでお読みいただきたいと思ひます。

まず第三次修正案ですが、『第一第三項に、3として次のとおり加える』ということで、『従属会社が有する他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数は、1及び2の適用については、支配会社が有するものとみなす。』というのをつけ加えてはいかがであろうかとうことでございます。前の小委員会の議論におきまして、従属会社の範囲をもう少し明確にする必要があるのではないか。たとえば孫会社が従属会社になるのかならないのかはっきりする必要もある。あるいは、親会社が持っている株と子会社が持っている株とを合わせれば、孫会社といいますか、その会社の株数の過半数になるというような場合にどうするんだ、というような御疑問がございましたので、それをはっきりさせるためにこのような規定を置いたらいかがであろうかとうことでございます。

この規定によりますと、従属会社が有しております他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数も、1及び2を適用する上での計算上は親会社が持っているものとみなしますので、たとえば親会社と、それから、もとの三の一項によります従属会社とがございまして、親会社がたとえばある会社の株式の三〇%を持っていて、従属会社がやっぱりその会社の三〇%を持っているといったような場合には、合計いたしますと六〇%になりますので、その会社は親会社の従属会社になるということにならうかと思ひます。これと似たような規定はドイツ株式法にもありますので、それにならってつくってみたものです。

それから『第一第十項中ただし書を削る。』ということでございます。前の案では『会社と取締役との間の訴訟については、監査役が会社を代表する。』となっていて、株主総会で別の人を選ぶこともできることになっておりました。これは、旧商法当時そうになっておりましたのでそのまま書いてあったのでございますが、前回の小委員会で御議論がありまして、そういうように訴訟をする人を別に選任すると

いうことはいわば部分的に監査役の解任のようなものでございますので、そういうような事態が生ずれば監査役の解任というほうにもっていったほうがいいじゃないか。ただし書きを置いておきますと、かえって、監査役は適正に訴訟を遂行しているのに、取締役のほうで株主総会を招集して監査役以外の人に訴訟を遂行させて、不適正な遂行が行なわれるということになっても困る、ということからただし書きを削ってはどうかということでございます。

その次に、『第十三を削り・・・』と書いてございますが、これは要するに順序を変えたわけでございます。前は第十一まででございましたが、あと財産目録と中間配当、監査役の実責任等を追加することになりましたので、それらを適当な順序にあんばいしたということでございます。改正要綱案のほうを見ていただきますと、第九までは同じでございますが、第十として財産目録及び付属明細書が途中に入りまして、それから定時総会招集通知が第十一にきまして、その次に監査役の実責任がきまして、その次に第十三として中間配当がきまして、大会社の特例は、特例でございますので最後にもっていった。こういう順序にしてはいかがということでございます。

その次に第十として次のとおり加えるということで、第十『財産目録及び付属明細書等』というのがございます。この中身は、大体これまで御審議いただきました財産目録及び付属明細書に関する改正事項と変わりがございません。ただ従来では、普通の会社も、それから特例の適用を受けます会計監査人の監査を受けます大会社も一緒に書いてございましたけれど、ここでは、大会社についての特例は第十四、最後のところに全部一まとめにするということでございます、その前には、普通の会社についての財産目録及び付属明細書等の規定を置く。そして大会社のそれについての特例は第十四に置く。こういうふうに従前の財産目録及び付属明細書に關します案を二つに分けまして、一般の会社に適用のあります分だけを第十としたわけでございます。表現が少し変わっている点はございますけれど、中身は変わっておりません。

ただ、この注でございますけれど、注は前は非常にこまかく書いておりましたが、・・・(印字不明)、それほどこまかく書く必要もないんじゃないかということで、要するに従来商法上付属明細書の記載事項とされていたことと、それから財務諸表規則の財務諸表付属明細書の記載事項とされていたものとを合わせるんだと

ということで、あと具体的にどんなふうにするかということは省令で定めるといたしましても、大体のところはこんなものだという程度でよろしいのではなかろうかということで、注は簡単にいたしました。

それから一枚目の項の『第十二中「第十三」を「第十」に改める。』というのは、これは順序を変えましたのでそれに伴う修正でございます。

それから『第十四第六項 3 中「第一第三項の 2」の下に「及び 3」を加える。』は、先ほどの第一の第三項に 3 として一番最初のものを加えましたので、これは監査役についての規定でございますが、それを会計監査人についても準用しようということでございます。

その次の『第十四中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第八項として次のとおり加える。』と書いてありますが、要するに第八項として、会計監査人によります付属明細書の監査の方法の特例を大会社の特例として書いたということでございまして、中身は従前の財産目録及び付属明細書の案と変わりございません。

それから『第十四第十項中「第十三」を「第八の 2」に改める。』というのは、順序を変えましたのでそれに伴う修正でございます。

大体以上でございます。」（同速記録 1～6 頁）

第二 審議

一 従属会社保有株式等の支配会社保有株式等への算入

民事局参事官室試案修正案（第三次）

第一第三項に、3 として次のとおり加える。

- 3 従属会社が有する他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数は、1 及び 2 の適用については、支配会社が有するものとみなす。

株式会社監査制度改正要綱（案）第一第三項 3

上記試案（第三次）第一第三項 3 に同じ

(一) 従属会社の意義・範囲

この説明を受けて、まず孫会社・曾孫会社の保有株式はどうなるのか、従属会社の意義・範囲が問題とされた。

鈴木小委員長は、まず従属会社の保有する株式等の支配会社保有株式等への算入規定の実体的な要否、並びに形式的な要綱案文の可否につき、意見を求める、とともに曾孫会社はどうなるのかを味村幹事に質した。

「そういうことなのですが、第一に御審議いただきたいのは、『第一第三項に、3として次のとおり加える。』ということの実体的な要否、並びに形式的な要綱案文というものがいいだろうかということでございます。

これは、孫はこれでいくとして曾孫はどうなるんですか。」(同速記録 6 頁)

これに対し、味村幹事は、曾孫会社もこれで加算されると説明した。

「曾孫も孫会社の持ち株がこれに加算されますので・・・」(同速記録 6 頁)

この説明を聞いて、鈴木小委員長は、さらに加算したいという気持ちはわかるが、この試案でそうなるかどうか、さらに言えば従属会社というのは、他の会社なのかと質した。

「『加算されます』というけれども、加算したいという気持ちはわかるんだけど、これでそうなりますかどうか。さらに言うならば、従属会社というのは、いわば三項の1によると他の会社なんでしょうね。これ。」(同速記録 6 頁)

これに対し、味村幹事は、循環になっているのであり、第三の第一項で従属会社になる会社は第三項にいう従属会社になるが、これについても第三項の適用があると説明した。

「これは循環になっておりまして、第一の第一項で従属会社になる会社があるわけでございますね。それがこの第三項でいう従属会社になるわけでございます。

ところで、これでもって従属会社とみなされる会社があるわけですが、そいつについてはまた第三項が適用がある。」（同速記録 6 頁）

しかし、鈴木小委員長は、その気持ちはわかるけれども、一項を見ると。従属会社はイコール他の株式会社。ところが、第三項の 3 というやつを見ると、他の株式会社と従属会社とが分離する形になっているのであり、これでは正確にはそのように読めない、と批判した。

「だけど、『他の株式会社』の何とか何とかの『監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、当該株式会社』というのはつまり他の株式会社に対してなんで、そしてその他の株式会社が従属会社になるんだとしても、そのほかに、つまり三項には他の株式会社と従属会社とが別にあるわけじゃないんだね、一項を見ると。従属会社はイコール他の株式会社。ところが、第三項ですか、第三項の 3 というやつを見ると、他の株式会社と従属会社とが分離する形になっている。だからそういうことは、最大の好意を持って読めば読めるかもしれないけれど、皮肉な人たちは『読めないじゃないか』と言うだろうと思うから、要綱はこの程度の文章なんだが、法文のときは彼らは精細なる分析能力と構成能力とを持っているから、そういうことは間違いないようにしましょうといったようなことで、この程度で要綱としては置いておくかどうかというような感じがするんですがね。正確にはこれでは読めないですね。読めないという人がいるだろうと思うんだな。」（同速記録 7 頁）

「気持ちだけはわかるんだけど・・・。」（同速記録 7 頁）

これに対し、味村幹事も、鈴木小委員長のというような解釈をする人達がいることは認める。

「それはそういう方はいらっしゃるだろうと思いますね。」（同速記録 7 頁）

そこで、大住委員は、同じ字を使うからいけないということなのか、言葉の問題なのかと、鈴木小委員長にその説明を求めた。

「同じ字を使うからいけない。」(同速記録 7 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、第一項では二つしか会社がないという前提のもとで『他の会社』という言葉を使い、従属会社かそれと同じものが従属会社になるとする、ところが、3 のところを見るとそれが分裂しているので、先の味村幹事の説明のように読めないことになると、先の発言を繰り返した。

「同じ字と言っても、第一項には三つの会社があるということは想定していないんですね。つまり二つしか会社がないという前提のもとで『他の会社』ということばを使い、従属会社がそれと同じものが従属会社になる。3 のところを見るとそれが分裂しているから。」(同速記録 7 頁)

しかし、大住委員は、納得せず、これでわからないことはない、符号をつければわかると反論した。

「わからんことはないですよ。」(同速記録 7 頁)

「符号をつければわかるんですね、ABC・・・。」(同速記録 8 頁)

それでも、鈴木小委員長は、その書き方に更なる工夫を求めた。

「これがわからん人は幾ら丁寧に書いたってわからんのだろう、と言っていいのかもしれないけど。わかるだろうとおっしゃってくだされば、ちょっと書きようがなかなかむずかしいんで、われわれの手に余っちゃって・・・。」(同速記録 8 頁)

「符号をつけてもちょっとむずかしいですね。ドイツ語では何と書いてあるだろう。ひとつ見てうまい表現があったら、一行くらいふえるんだったらそれでもいいんだけど。」(同速記録 8 頁)

これらを聞いて、矢沢委員は、第三項の適用に関し、親会社、子会社、孫会社とある場合、まん中の会社はどうなるのかと味村幹事に尋ねた。

「いまの場合、三項の適用によって孫会社に対しては親会社は支配会社になりますかね。まん中の会社はどうなんですか。」（同速記録 8 頁）

これに対し、味村幹事は、まん中の会社も親会社になるとした。

「やっぱりまん中の会社も親会社になります。」（同速記録 8 頁）

そこで、さらに矢沢委員は、その根拠の説明を求めた。

「それはどこから出てくる。」（同速記録 8 頁）

これに対し、味村幹事は、それは一項にあると答えた。

「一項でございます。」（同速記録 8 頁）

しかし、矢沢委員は、それは一項からは出てこないのではないか、たとえば甲・乙・丙と持っていて、乙が三〇%、甲が二〇%丙を持っている場合、甲は丙の支配会社となるが乙は丙の支配会社にはならないと指摘した。

「それは一項からは出てこないでしょう。甲・乙・丙と持っていて、乙が三〇%、甲が二〇%丙を持っているとすると、甲は丙の支配会社になりますが、乙はならないでしょう。」（同速記録 8 頁）

この指摘を受けて、味村幹事は、親会社が子会社の株式を五一%持ち、子会社が孫会社のを五一%持っているというようなことを頭に置いて考えたので、いま言ったような答弁をしたのであるが、いま矢沢委員の言ったような例だと、子会社は孫会社に対する関係では親会社にならない、親会社だけが孫会社に対する支配会社になるとした。

「私は、孫会社と言われたものですから、親会社が五一%持っていて、子会社が

また五一％持っている、親会社の子会社の株式を五一％持って、孫会社のほうは全然持っていない、子会社が孫会社の五一％持っているというようなことを頭に置いて考えたものですから、いま言ったような御答弁申し上げたんですが、いま矢沢委員のおっしゃったような例ですと子会社は親会社にならないわけです。孫会社に対して。親会社だけが孫会社に対する支配会社になる、ということになるわけです。」(同速記録 8～9 頁)

しかし、鈴木小委員長は。これでそう読めるだろうかと疑念を示した。

「これで読めるだろうね。」(同速記録 9 頁)

これに対し、味村幹事は、試案ではドイツ株式法と違い定義をしていないが、これで行けるだろうと楽観的な見通しを述べたものの、その辺は条文化の段階でやるとした。

「まあいけるだろうと思いますけれど。試案のほうでは定義をしているわけではないので、いきなり調査権のほうから書いてございますから、ドイツ株式法は定義をしてこういう規定を置いておりますから、少し違いますが、そこら辺は条文化の段階でやることにして・・・。」(同速記録 9 頁)

そこで、鈴木小委員長は、もっとわからない規定もあるのであり、これでやるよくなるだろうとし、これで良いかと委員の賛同を求めた。

「考えてその結果でこれでやるようになるでしょうけれども、もっとわからない規定はたくさんあるよ。

それじゃ、よろしゅうございませうか。」(同速記録 9 頁)

これに対し、田中委員は、それで結構であるが、この場合だけでいいかどうか、たとえば、第一の三の 3 が置かれると、第二の監査役資格のところ、孫会社の取締役又は支配人を監査役資格から除くというような必要が生じないか、監査役

の資格についてもこの規定を考慮する必要があるのではないかと懸念した。

＊要綱案第二 監査役の資格 「従属会社の取締役又は使用人は、支配会社の監査役となることができない。」

「けっこうなんですけれども、この場合だけでいいかどうか。ほかの場合、たとえば監査役の資格について、第一の三の3が置かれると、第二の監査役の資格のところ、孫会社の取締役または支配人を監査役の資格から除くというような必要が起こらないものかどうか。ここだけのあれでとめていいかどうかということの疑問が起こるんですね。こういうふうに書いてあれば、ここだけで、それからいまの会計監査人の場合だけに限るようですけれども、監査役の資格についてもこの規定を考慮すべきかどうか、一応考える必要があるんじゃないかと思います。」（同速記録9～10頁）

そこで、味村幹事は、第三項の3はこの場合に準用するとでも書いて置こうかと提案した。

「やっぱり第一第三項の3は、この場合に準用するとでも書いておきましょうか。」（同速記録10頁）

しかし、鈴木小委員長は、そうとはいかないだろうと懸念を示した。

「そうとはいかないだろう。」（同速記録10頁）

これに対し、味村幹事は、支配されていることはあると弁明した。

「ただ支配されていることには・・・。」（同速記録10頁）

田中委員も、理屈としては同じだと味村幹事の意見に賛同する姿勢を見せた。

「まあ理屈としては同じだと思われませんがね。」(同速記録 10 頁)

それでも鈴木小委員長は、「他の株式会社」の意義を問題とし、これを準用した結果、従属会社が持っている他の株式会社の株式は支配会社が有するものとみなすといっているとどういうことになるのか、従属会社とみなす方が問題だとした。

「しかし、今度『他の株式会社』というのは何かというと・・・。」(同速記録 10 頁)

「いや、これを準用した結果、従属会社が持っている他の株式会社の株式は支配会社が有するものとみなす、といっているとどういうことになるの。」(同速記録 10 頁)

「支配会社のほうをみなすんじゃなくて、従属会社とみなすほうが問題なんだ。」(同速記録 10 頁)

これに対し、味村幹事は、従属会社が持っている他の株式会社の株式は支配会社が有するものとみなされるので、一項が適用されて、その支配会社が一項でいう支配会社となり、孫会社は一項でいう従属会社になるというつもりだと重ねて説明した。

「他の株式会社が従属会社になってしまうわけなんですけど・・・。」(同速記録 10 頁)

「支配会社が有するものとみなされますので、一項が適用されまして、その支配会社が一項でいう支配会社になり、孫会社が一項でいう従属会社になる。そういうつもりでございます。」(同速記録 10 頁)

「それは、支配会社が有するものとみなされますので、そこで従属会社になる。」(同速記録 10 頁)

このやり取りを聞いて、田中委員は、それはとにかく、わら人形のような監査役を制限するという趣旨から言えば、やはり孫会社の取締役または使用人が支配会社の監査役になることを防ぐほうがいいということは言えそうだと、監査役の資格制

限の問題に話を転じた。

「とにかく、わらん形みたいな監査役を制限するという趣旨からいえば、やはり孫会社の取締役または使用人が支配会社の監査役となって、言うことを何でも聞くということは防ぐ方がいいということはいえそうに思いますがね。」（同速記録 10～11 頁）

（二） 規定文言の改善

そこで鈴木小委員長は、従属会社またはその従属会社といったらおかしいかと、規定の文言・表現の改善を提起した。

「従属会社またはその従属会社、といったらおかしいですかね。」（同速記録 11 頁）

これに対し、味村幹事は、先に矢沢委員が言ったような場合もあるわけで、従属会社の従属会社というだけでは足りないかと反論した。

「従属会社の従属会社だけでは足りないわけなんです。従属会社の従属会社ではないけれど、親会社の従属会社になる場合もあるわけなんです。先ほど矢沢委員のおっしゃったような例の場合ですね。」（同速記録 11 頁）

そこで、矢沢委員は、『以下本要綱において「支配会社」という』ように書いて置けばよいのではないかと提案した。

「ですからこれは、『以下本要綱において「支配会社」という』とかいうふうにやっておけば、一々やらなくたって済むんじゃないか。」（同速記録 11 頁）

田中委員も一般的な規定を設ければいいとした。

「一般的な規定を設ければいい。主としていまの場合だろうと思うんですが。」（同速記録 11 頁）

そこで、矢沢委員は、条文を作るときにもう少し考えることにしてはどうかと提案した。

「また条文をつくるときにはもう少し考えることにして・・・。」(同速記録 11 頁)

これを聞いて、田中委員はそれだったら別の場合にも及ぶように最初の所で断ればいいと述べた。

「それだったら、何か他の場合にも及ぶように最初のところで断わるのがいいんじゃないですかね。」(同速記録 11 頁)

そこで、鈴木小委員長は、要綱案第一の三の 3 から『1 及び 2 の適用については』の文言を削除することを提言した。

「『1 及び 2 の適用については』のところ、取ってしまいますか。」(同速記録 11 頁)

しかし、味村幹事は、これを削除すると、あらゆる関係で支配会社が有するものとみなされることになるし、また、1 及び 2 というのは、報告徴収権とかその関係でということなのでまずいと、その削除に反対した。

「これがありませんとちょっとまずいわけです。あらゆる関係で支配会社が有するものとみなされますと、事ですから・・・。」(同速記録 11 頁)

「1 及び 2 というのは、報告徴収権とか、その関係でということなものですから、そこがまずいわけです。」(同速記録 11～12)

矢沢委員も、1 および 2 はあってもいいとした。

「あってもいいんじゃないですか。1 及び 2 について上へ戻って行って、その戻ったやつ全部がほかへ及ぶんだという考え方でいけば、以下という意味ですが

ね。」（同速記録 11 頁）

また、田中委員は、このままでは第二（監査役の資格）に及ばないのではないかと指摘した。

「このままでは第二に及ばないでしょうね。」（同速記録 12 頁）

これを聞いて、鈴木小委員長は、二の二項を作るとか、第一、三の三項は前項の場合に準用するとか何とかしなければならぬのではないかとその意見を述べた。

「やっぱり二の二項をつくらなくっちゃまずいだらうな。」（同速記録 12 頁）

「第一、三の三項は前項の場合に準用するとか何とか。それで足りるのかどうかちょっとわからんがね。」（同速記録 12 頁）

田中委員も、そのほうが良いと鈴木小委員長の意見に賛成した。

「それがはっきりしていいでしょうね。」（同速記録 12 頁）

これらの意見を容れて、味村幹事は、一応最後に「第一第三項 3 はこの場合に準用する」としておいて、あとで表現を少し検討すると妥協した。

「じゃ一応、最後に『第一第三項 3 はこの場合に準用する』としておいていただいて、あと表現を少し・・・。」（同速記録 12 頁）

田中委員も、表現を考えてもらいたいと要望した。

「そうですね、表現を考えていただいて・・・。」（同速記録 12 頁）

しかし、これに対し、鈴木小委員長は、親会社 A 会社が 30 %、A 会社の子会社が 22 % 持っている場合、その子会社の持っている分は、どうなるのか、A は親

なのかと質した。

「ちょっと待ってください。A 会社が三〇％持ってて、A 会社の子会社が二二％持っているという会社の場合に、その子会社のやつは・・・。」(同速記録 12 頁)

「A というのは親だね。」(同速記録 12 頁)

これに対し、味村幹事は、A 会社が B 会社の株を 51％持っているなら A 会社が B 会社の親会社であるとするとともに、その B 会社が C 会社の株を 30％持っている場合には、一項だけだと A 会社が支配会社、B が従属会社というだけだが、三項を置くと、A 会社が支配会社であり、C 会社は A 会社に対する従属会社になるが、B 会社は C 会社に対しては支配会社にならないということになると説明した。

「親がありまして、それで A が五一％なら五一％ B の株を持っていると・・・。」(同速記録 12 頁)

「はい親でございます。親が五一％ B の株式を持っておる。その B が C の会社の株を二二％もっている。それで A の会社は C の株を三〇％持っている。その場合に、一項だけでございますと、A が支配会社、B が従属会社というだけで一まあ解釈の余地はあろうと思いますけど、それでこの三項の規定を置きますと、A は支配会社になり A と C との間で支配従属関係がある。A が支配会社であり、C が A に対する従属会社だ、B はどうかといいますと、B は二二％しか持っておりませんから、これは支配会社にならない、C に対して。」(同速記録 12～13 頁)

そこで、鈴木小委員長は、だから C 会社の使用人・取締役が B 会社の監査役になることは妨げないということかと味村幹事に確認した。

「だから、C の使用人・取締役が B の監査役になることは妨げない。」(同速記録 13 頁)

そして、味村幹事がそういうことだとしたこと(同速記録 13 頁)を受けて。鈴木小委員長は、しかしその使用人・取締役は A 会社の監査役になることはできな

ということになるとすると何か立法的手当が必要なことを示唆した。

「しかし、その使用人・取締役はAの監査役になることはできない。いいですか。それじゃ二として？」（同速記録 13 頁）

これを聞いて、味村幹事は、後段くらいで『第一第三項の3はこの場合に準用する』と入れることを提示した。

「後段くらいで『第一第三項の3はこの場合に準用する』」（同速記録 13 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、他にも入れる必要があるとした。

「ほかにも入れなきゃならないね。」（同速記録 13 頁）

しかし、味村幹事は、後は会計監査人の方に入れてあるので、それだけでよいと反論した。

「あとは会計監査人のほうに入れてございますので、それだけでいいと思います。」（同速記録 13 頁）

それに対し、鈴木小委員長は、要綱案第十四の三の（一）の存在を指摘した。

要綱案第十四の三 次の各号に掲げる者は、会計監査人となることができない。

（一） 「会社、その支配会社若しくは従属会社の取締役、監査役若しくは使用人」

「だって、十四の三の（一）だよ。」（同速記録 13 頁）

これを聞いて、味村幹事は、何か定義規定を置いた方がいいかと意見を求めた。

「ここにもありますね。・・・何かこれは定義を置いたほうがいいですかね。」

(同速記録 13 頁)

これに対し、矢沢委員は、方々に出てくる（たとえば、第十四〔大会社の特例〕の九の 2）のであり、最初の所で定義した方が早いと提言した。

要綱案第十四の九の 2 会計監査人（その社員及び使用人を含む。）は、その職務を行なう際に知った会社又は従属会社の秘密をもらしてはならない。

「最初のところで定義したほうが早いですよ。方々に出てくるでしょう。たとえば九の 2 というところで、『従属会社の秘密をもらしてはならない。』とてもこれは処置ないですよ。」(同速記録 13 頁)

しかし、鈴木小委員長は、その書き方の困難を指摘し、従属会社の従属会社は孫会社という以外にはないのではないかと述べた。

「ちょっといやだね。ここへカッコして『以下従属会社についてはこれと同様の配慮をすること』と書くか。注でも置くか。注を置いてはどうだ。ゴチャゴチャでわけがわからない。こんなのでは、従属会社の従属会社は『孫会社』という以外にないですか。そうしたら『従属会社』と呼ばないで『子会社』と呼んだほうがいいと思いますかね。『親会社』『子会社』にしてしまっ、そして三の 3 のところの『他の会社』というところにカッコして『子会社』あるいは『孫会社』……。」(同速記録 14 頁)

この鈴木小委員長の意見に対し、味村幹事は、そうなると曾孫、玄孫だとか出てくることになり、收拾がつかなくなるとの懸念を述べた。

「そうなりますと、また曾孫だとか玄孫だとか出てきますんで……。」(同速記録 14 頁)

そこで、矢沢委員は、三の 3 を独立させたらいい、『1 及び 2 の適用については』

というのをやめて、『およそ本要綱の適用については』、あるいは『本要綱の適用については』と書いてもいいと提言した。

「三の3を独立させたらいいですよ。『1及び2の適用については』というのをやめちゃって、『およそ本要綱の適用については』、あるいは『本要綱の適用については』と書いてもいいですよ、ここへ。」（同速記録 14 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、そこに具体的に条文を入れる方法を提言した。

「あれのときだったらそこへ条文を全部入れちゃうんだな、何条々々々々……。」（同速記録 14 頁）

しかし、矢沢委員は、『以下』という意味は、『以下本要綱においては』という意味ではないかと質した。

「しかし、『以下「支配会社」という』『以下「従属会社」という』と書いてあって、1・2についてはこうだと書いてあれば、以下のときにも3は読み込めるというふうに見えませんか。だから、これがあるとそうは読めないですけど、特例の六の3にこういうことを入れちまえばだめですけども、そうでない限りは、『以下』と書いてあるんですから、この『以下』という意味は、『以下は本要綱においては』という意味でしょう。」（同速記録 14 頁）

これを聞いて、味村幹事は、だから、この「以下」に入ってしまうように書けばいいのだが、「1及び2の適用については」というものだから、問題になるとした。

「ですから、この『以下』に入ってしまうように書けばよろしいわけなんですけどね、『1及び2の適用については』というものですから……。」（同速記録 15 頁）

そこで、鈴木小委員長は、三の1の後段にしたらどうかの意見を述べた。

「しょうがなければ三の 1 の後段にしちゃいますか。」(同速記録 15 頁)

これに対し、味村幹事は、『この場合において』と入れるのかとした。

「『この場合において』と・・・。」(同速記録 15 頁)

しかし、鈴木小委員長は、「この場合において」は書かなくても、このままくっつけて「従属会社が有する他の株式会社又は有限会社は、支配会社が有するものとみなす。」とする方が良さそうだと提案した。

「『この場合において』は書かないでも、このままくっつけちゃって、『従属会社が有する他の株式会社又は有限会社は、支配会社が有するものとみなす。』それが『以下』のつもりなんだという矢沢説に従う。あるいは『以下』でもいい。『以下』というのは『本要綱において』という意味だろう。」(同速記録 15 頁)

「まだそのほうがよさそうだな。」(同速記録 15 頁)

「それで、それはほかにも全部かかるつもりだ、と・・・。インチキですかね。」(同速記録 15 頁)

これを聞いて、味村幹事は、それなら何とかいける、「従属会社が有する他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数は、支配会社が有するものとみなす。」という後段を置くという意見を述べた。

「それなら何とかいけますね。」(同速記録 15 頁)

「『従属会社が有する他の株式会社の株式又は有限会社の出資口数は、支配会社が有するものとみなす。』という後段を置いてしまう。」(同速記録 15 頁)

ここで田中委員は、提案がよくわからないとし、その説明を求めた。

「ちょっと提案がよくわからないので、もう一度言ってください。」(同速記録 15 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、要綱案第一の三の1「・・・営業の報告を求めることができる。」のすぐ下に三の3の文言をくっつけて、以下は全部そういうふうな積もりで読むということを一般的に書いているのだと先の説明を繰り返した。

「三の1という数字がありましよう。そこを『営業の報告を求めることができる。』とやってその下にすぐ三の3の『従属会社が有する他の株式会社又は有限会社の出資口数は、支配会社が有するものとみなす。』というのをくっつけちゃって、そこで、以下は全部そういうふうなつもりで読むんですということを一般的に書いているつもりなんですね。」（同速記録 15～16 頁）

これを聞いて、矢沢委員は、本文の前段に「この場合において」という文言は要らないかとした。

「『この場合において』というのが要りませんか。」（同速記録 16 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、「この場合において」というのは「この場合」が何の場合なのか分からないとした。

「『この場合において』というのは『この場合』が何の場合だかわからないんだね。」（同速記録 16 頁）

しかし、矢沢委員は、そうではなく、本文の前段に、『この場合において』という文言を入れるということだとした。

「いや、本文の前段・・・。」（同速記録 16 頁）

しかし、鈴木小委員長は、改めて『この場合において』の意味を質した。

「前段・・・つまり『この場合において』という・・・。」（同速記録 16 頁）

これに対し、田中委員は、一寸場合を制限するような感じが出てくるのではないかと、『この場合において』を入れることに理解を示した。

「ちょっと場合を制限するような感じが出てくるんじゃないかな。」(同速記録 16 頁)

鈴木小委員長も、それなら、この条文だけという趣旨が出てきそうな気がするとした。

「この条文だけ、という趣旨が出そうな気がするんでね。」(同速記録 16 頁)

これに対し、矢沢委員は、しかし『この場合』というのはカッコ以下を含む場合だろうとした。

「だけれども、『この場合』というのはカッコ以下を含む場合でしょう。」(同速記録 16 頁)

しかし、鈴木小委員長は、そんなことは読めないと否定した。

「そんなことは読めないよ。」(同速記録 16 頁)

そこで、矢沢委員は、どうせ要綱だから、それが無くても大したことはない、[この場合において]の文言を入れることに固執しない姿勢を見せた。

「まあ、なくたってたいしたことではないですがね。どうせ要綱ですから。」(同速記録 16 頁)

これを聞いて、味村幹事は、後段くらいに置くのが無難だと思ふとし、意見を求めた。

「後段ぐらいに置いておくのが一番無難だと思いますが、いかがでしょうか。」
(同速記録 16 頁)

(三) 支配と無議決権株

田中委員は、そういう趣旨でここに置くのがいいかもしれないと味村幹事の提案に賛成する、とともに、支配権ということを使うとすると、議決権なき株式なり、あるいは別段の定めをした有限会社の出資については一体どうなるのかと立案者である幹事の考え方を質した。

「そういう趣旨でここに置くのいいかもしれませんな。それから、これは前に提出すべき疑問だったんですけれども、この段階でもこの点が問題になっているから申し上げるんですが、発行済み株数の二分の一というのは、いわゆる議決権なき株式とか、あるいは有限会社の場合は、例の三十九条によって議決の数について別段の定めができるというんで、支配権ということをやかましく言うと、そういう議決権なき株式なり、あるいは別段の定めをした出資については一体どうなるのか。例の計算規則についてはこのとおりになっていますが、それはどっちかといいますと、投資した資産の危険状態といいますか、資産の評価の問題ですから、あれはあれでいいんですが、こちらのほうは支配関係ということに重きを置くとすれば、ちょっとその点について一応の疑問を提出して、どういうふうに幹事の方がお考えになったのか、一応伺っておいてもいいんじゃないかという・・・。」(同速記録 16～17 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、議決権で決めろということなのかと田中委員の発言の真意を尋ねた。

「田中委員の考えとしたら、やはり議決権できめろということですね。」(同速記録 17 頁)

これに対し、田中委員は、他日これが商法の条文になったときは、解釈論でどうかこうかというような議論が出ないとは限らないので、一応その点立案者の考えを

聞いておく方がいいと考えたからだと説明した

「提案するほど自信ないんですが、計算規則でこうなっていることはよく承知しておりますし、ほかの規定でも、こういうふうな規定が日本では多いことは知っておりますが、ただ、他日これが商法の条文になったときは、解釈論でどうかこうかというような議論が出ないとは限りませんので、一応その点立案者の考えをおききしておく方がいいんじゃないか。」(同速記録 17 頁)

これに対し、味村幹事は、これは支配従属の関係を言っているのだから、無議決権は入らないという解釈で対応できると答えた。

「私のほうは、これは支配従属の関係をいっているんだから、解釈としては無議決権は入らんという解釈でできるんじゃないかならうかと思っておったんです。解釈は分かれるだろうと思っておりましたけど・・・。」(同速記録 17 頁)

しかし、田中委員は会社計算規則の方はそうではない、同規則二三条第三項、二九条等はどうなのかと反論した。

「計算規則のほうはそうじゃないんですね。計算規則二十三条三項、二十九条等にありますがね。あれはどうなんですか。」(同速記録 17～18 頁)

しかし、矢沢委員は、あれは事の性質上同じであり、無議決権は除くののだとした。

「あれは事の性質上同じじゃないんですか。」(同速記録 18 頁)

「ええ。」(同速記録 18 頁)

それでも、田中委員は、会社計算規則では除くということになっているとしても、後で解釈論で揉めるといけないので、小委員会で審議しておくべきだと述べた。

「除くんですか。」(同速記録 18 頁)

「いや、何ぶん商法自体ではなく付属法令で法務省だけでおつくりになったんであまり論議してもいないし、われわれはタッチしていないわけなんですけど、やっぱり除く趣旨なんですか、あれは。伏せておけば時間はかかりませんけれども、あとで解釈論でももめるといけないからね。そんなこと審議のときやらないのかなんて若い人につつかれるのがいやですからな。」（同速記録 18 頁）

これに対し、味村幹事は、条文化の段階ではっきりさせなければならないが、議決権でやると無議決権株に議決権が出てきたりする場合にまた困ることになるし、そうかといって「議決権なき株式を除く」と書くと、今度は有限会社の方をゴチャゴチャ書かなければならないとし、議決権でやることには消極的姿勢を見せた。

「条文化の段階ではっきりさせる必要があるということになればはっきりさせてはいかかかなと思っていたんですが、議決権でやりますと、無議決権株に議決権が出てきたりする場合にまた困りますんで。あんまりこまかくなりすぎるような感じもいたしましたので、『議決権なき株式を除く』と書きますと、今度は有限会社のほうをまたゴチャゴチャ書かなきゃならんということになりまして・・・。」（同速記録 18 頁）

これを聞いて、鈴木部会長は、有限会社法三九条但し書きはどういうことを決めるのかと尋ねた。

「有限会社法の三十九条ただし書きというのは、一体どういうことをきめられるんですかね。」（同速記録 18 頁）

そこで、田中委員は、出資口数と議決権とは別に定めてもいいということだとした。

「とにかく、議決権の数を出資口数とは別にバラエティをきめてもいいということでしょうから、出資口数に応じて議決権があるとは限らないわけですね。」（同速記録 18 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、書きようがないと困惑を示した。

「これが今度書きようがないね。」(同速記録 19 頁)

しかし、田中委員は、表現の問題より実質をどう決めるかが先であり、何かもう少しそれを率直にあらわすような表現の方法はないかと、表現の工夫を求めた。

「だから、表現ができないということと実質をどうきめるかということが先なんですけどね。」(同速記録 19 頁)

「それなら何かもう少しそれをできるだけ率直にあらわすような表現を使われたらどうなんですかね。方法はないですかね。」(同速記録 19 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、表現に工夫の余地を認めつつも、議決権の無いものだけは何とかすべきであるとした。

「実質は、やはり議決権の半分ということじゃないのかね。」(同速記録 19 頁)

「詳しいことをやればあるかもしれないな。ただし、議決権のない者だけは何とか・・・。」(同速記録 19 頁)

そして、鈴木小委員長は、「議決権のある場合とない場合」とがある(同速記録 19 頁)との大住委員の意見に答え、だから「議決権なき株式」とは言わないで、「議決権のないときは」としたのだと補足した。

「だから『議決権なき株式』とはいわないんで、『議決権のないときは』・・・。」(同速記録 19 頁)

しかし、大住委員は、この鈴木小委員長の意見に対し、配当をした場合には議決権がなく、配当しない場合には議決権があるのだから、それでは困ると反対した。

「それがちょっと困るね。配当をした場合には議決権がないんで、配当しない場

合には議決権があるんですから・・・。」（同速記録 19 頁）

味村幹事も、無配になったらとたんにその監査役が失格するなんていうことになっては困ると困惑を示した。

「無配になっちゃったとたんにその監査役が失格するなんていうことになりますと困るんで、やっぱりそれは議決権なき株式を・・・。」（同速記録 19 頁）

そこで、田中委員は、ここで趣旨をはっきりしておいて貰う方が良いとした。

「やっぱりここで趣旨をはっきりしておいてもらうほうがいいんじゃないですかな。」（同速記録 19 頁）

そして田中委員は、大住委員が議決権のない場合を質した（同速記録 19 頁）ことに対し、それは議決権がないのが原則であるが、例外的に議決権が復活するのは優先配当ができない場合とか、種類株主総会の場合だけであると答えた。

「それはただ原則的にはないわけで、優先配当のできないという例外的な場合と一律の場合ですか、それから種類株主総会か、そのときだけですな。」（同速記録 19 から 20 頁）

しかし、鈴木小委員長は、實際上そう困ることはないし、さらに争いが起こるようなことはないと言った楽観的な見通しを述べた。

「まあしかし、安全を重んずれば、そういう議決権があろうがなかろうが、とにかく半分きてたらしいて監査役にならなきゃいいんだし、見せてくれと言われたら見せてやればいいんだし、そう困ることはないですね。さらに争いが起こるようなことはあまりないだろう。」（同速記録 20 頁）

しかし、田中委員は、議決権なき株式というものは日本ではいま非常に少ないの

で、実際問題は差し当たりは起こらないと思うけれども、その趣旨を解釈に一任して、条文としてこの通り書いて構わないのかどうか、そこところが問題だとした。

「それは、議決権なき株式というものは日本ではいま非常に少ないですから、そういう点で実際問題はさしあたりいまは起こらないかと思いますが、その趣旨がどうかということは、ここでもすでに見解が分かれているように思われるので、それを解釈に一任して、条文としちゃこのとおりに書いてかまわないというものかどうか、そこところが問題だろうと思うんですがね。」(同速記録 20 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、ただども、有限会社において、ある出資だけについては倍の議決権を認めるということをやったとすると、口数からいえば半分に達してないけれども議決権は半分以上になっているという場合がある、その時にそれでも構わないという積もりは自分にはないとした。

「ただいまの問題を考えていくと、有限会社において、ある出資だけについては倍の議決権を認めるということを知りにやっただとしますね。そうしたらそちら側で、口数からいえば半分に達してないけれども議決権は半分以上になっている場合があるわけね。そのときにかまわんというつもりは、ぼくはないだろうと思うんだな。」(同速記録 20 頁)

これを聞いて、田中委員は、支配従属関係ということになればやっぱり議決権を中心に決めないと具合が悪いのではないか、条文にも議決権を標準とするような表現をとることを考慮してはどうかとの意見を述べた。

「そうすると、やっぱり議決権を中心にきめないとぐあいが悪いんじゃないですか、支配従属という関係になれば・・・。」(同速記録 20 頁)

「それならやっぱり条文にも、何か議決権を標準とするような表現をとることを考慮されてはいかがでしょうかね。私はあとでもめるのがいやなんですよ。もめるというとおかしいけれども、立法のしかたがへただなんて言われるのはどうもいやでね。」(同速記録 21 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、解釈としてはそうなるべきかもしれないが、実際問題としては揉めないだろうと楽観的な見方を示した。

「解釈としてはそうなるべきなんだろうという気がする。」（同速記録 20 頁）

「実際問題とすれば解釈の上でもめるだけの話で、実際問題にはもめないだろうと思うけれどね。だから、解釈のほうには少し議論するところが残ったほうが著者のために親切なのかもしれないけど・・・。」（同速記録 21 頁）

そこで、味村幹事は、要綱としてはこの程度とし、法文を作るときにその趣旨を明確にしたいと応じた。

「この点は、一応要綱の形としてはこの程度にしておいていただいて、法文をつくるときに御趣旨をよく検討しまして、はっきりさせるかどうか・・・。」（同速記録 21 頁）

これに対し、田中委員は、議決権を基準にするという趣旨かと改めてその趣旨を確認した。

「議決権を標準にするという趣旨なんですね。とにかく、ここ。」（同速記録 21 頁）

「いや、ちょっといま大住達雄委員のように、若干必ずしも・・・。」（同速記録 21 頁）

これに対し、味村幹事は、そう考えていたとした。

「私はそう考えていたんですが・・・。」（同速記録 21 頁）

また、鈴木小委員長も、要するに無議決権株を除くというつもりではいたと明かした。

「要するに無議決権株を除くというつもりではいたんですが。」(同速記録 21 頁)

これを聞いて、田中委員は、有限会社のような場合、出資株に応じて実は倍の議決権を与えられているものが一部にあったというときに、それを無視していいかどうか、出資口数だけでいいかどうかが問題だと、先の鈴木小委員長と同じ問題提起をした。

「いまの有限会社のような場合、出資株に応じて実は倍の議決権を与えられている者が一部にあったというときに、そいつを無視していいかどうか。どうも出資口数だけでいいかどうか問題でしょうな。」(同速記録 21 頁)

これに対し、矢沢委員は、洋の東西を問わず、支配従属関係という定義は、全部議決権でやっているのであり、事の本質もそうだと指摘した。

「支配従属という定義は、洋の東西といえますか、東は知りませんが、ほかの国では全部議決権でやっているんじゃないですか。」(同速記録 21 頁)

「事の本質もそうだと思いますね。」(同速記録 22 頁)

これを聞いて、田中委員は、まあそうだろうが、それならそういう表現をして欲しいと要望した。

「まあそうでしょうが、だけでも・・・。」(同速記録 22 頁)

「ならそういう表現を・・・。」(同速記録 22 頁)

これに対し、鈴木小委員長は、目的論的解釈で行けるので、あえて表現の変更の必要はないとの姿勢を示した。そして、解釈でなく議決権を標準にするよう表示すべきであるというなら、自分には上手い書き方が思い浮かばないので、何か良い文章を考えて貰いたい、と反対提案を促した。

「いわば目的論的解釈でいけるんだということじゃないかな。」(同速記録 22 頁)

「表示する余地はあるんじゃないなくて、何かいい文章を考えてください。」（同速記録 22 頁）

「努力をしてみることはいいと思いますが、ほくがうまい方法があるのなら絶対にやると言いますが、自分自身がちょっと考えてみてうまい書き方が浮かばないものだから・・・。」（同速記録 22 頁）

そこで、田中委員は、解釈で行けるとの考えには疑問を示し、議決権を標準にするように表示する余地はある、部会になるまでにそれを考慮して欲しいと要望の上、そのときの議決権の数で考えるということでやれば、標準は置けるのではないかとの意見を述べた。

「いけるかなあ。私は、そうだったらちゃんと疑義を避けて、議決権を標準とするように表示する余地はあると思うんですがね。」（同速記録 22 頁）

「ですから、どうですかね。部会になるまでにそれを考慮して、そういうふうに第一の三の一項をお出しになることを考慮していただいて・・・。」（同速記録 22 頁）

「議決権を標準とするといえは、いまの無議決権株だって議決権のある場合は考慮するし、そうでない場合は考慮しないんで、それは株式の性質上動揺性があるけれども、それはいたしかたないんで、そのときの議決権の数で考えるということで、最大公約数でそれだけ考えれば標準は置けるんじゃないかというふうに思いますけどね。」（同速記録 22 頁）

これに対し、田辺幹事は、ドイツ法では持分の過半数もしくは議決権の過半数と並列的に書いていると述べ、田中委員の何条かとの質問（同速記録 23 頁）に答えて、そのドイツ法の規定は一六条であることを紹介した。

「ドイツ流に目的に解釈できると思うんですがね。ドイツ法は並列的に書いているんで、持分の過半数もしくは議決権の過半数を持ってるわけです。二つ並べて『もしくは』と『又は』でつないでいますがね。」（同速記録 23 頁）

「十六条」（同速記録 23 頁）

と同時に田辺幹事は、鈴木小委員長も指摘する（同速記録 23 頁）ように、どちらもひっかかる、ただし、その後の条文が大変面倒なことになると、難点を指摘した。

「どっちもひっかかると思います。ただし、そのあとの条文がたいへんめんどうになっているようですね。議決権の計算について・・・。」（同速記録 23 頁）

そこで、味村幹事は、無議決権株を出しているときに、議決権の過半数を持っている会社が支配会社にならないという解釈は一寸まずいので、条文としては無議決権株を除くとすべきである、そして、しいて要綱に入れるならば、株式については『発行済株式』の中に『無議決権株式を除く』というカッコ書きを入れ、有限会社の持分については、有限会社の議決権総数の二分の一と、こう書けば書けないことはないとの意見を述べた。

「とにかく無議決権株を出しておりますときに、議決権の過半数を持っている会社が支配会社にならないという解釈はちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。その支配会社が持っております株が無議決権株だったという場合はちょっと問題ですけれど、議決権の過半数を持っていれば、これは支配会社にするということは少なくとも目的論的解釈から出てくるんじゃないかと思っておったんですが、まあこれは条文にすれば書けないことはないと思うんです。ただ、さっきおっしゃいました、無議決権株が無配になったから議決権があるようになった場合に、そいつがまた算入されるということになりますとこれはちょっと問題でございますので、やっぱり条文としては無議決権株を除く。しいて要綱に入れれば、『発行済株式』の中に『無議決権株式を除く』というカッコ書きを入れればよろしいわけですし、有限会社のほうは無議決権持ち分というのはないわけですから、有限会社の議決権総数の二分の一こう書けば書けないことはないんですが・・・。」（同速記録 23～24 頁）

この味村幹事の意見に対し、鈴木小委員長は、その「除く」ということが、必ずしも容易でないと疑義を示した。

「その『除く』というのが、やさしいようなこというけど、『他の有限会社の議決権の』というのはおかしいだろう。だからまいっちゃうんだよ。上のほうも、『他の株式会社の株主総会における過半数の議決権を有する会社』か……。」（同速記録 24 頁）

これに対し、味村幹事は、従属会社が無配になったとたんに調査権が無くなったりするというのもおかしいので、前のほうは『無議決権株式を除く』と書くより仕方がないと釈明した。

「前のほうは、これは『無議決権株式を除く』と書くよりしかたがないと思いますね。従属会社が無配になったとたんに調査権がなくなったりするというのもおかしいわけですからね。議決権の過半数は持っているが無議決権株を合わせると過半数に達しないという場合がございますから、そういう場合に議決権でとらえてしまいますと、子会社が無配になったとたんに、いままで持っていた調査権なり報告徴収権がなくなっちゃう、ということになっても困りますので、ここは思い切って『無議決権株式を除く』と……。」（同速記録 24 頁）

これに対し、田中委員は、それなら、前の方は『無議決権株を除く』とし、有限会社の方は議決権でやるということではできないかと質した。

「それじゃ『無議決権株を除く』と前のほうをして、有限会社のほうは議決権でやる、ということではできないですかな。」（同速記録 24 頁）

矢沢委員も、前の方については格別の異論を述べず、有限会社の持分については社員総会の議決権の二分の一で良いとの意見を述べた。

「有限会社の社員総会の議決権の二分の一じゃないですかな。」（同速記録 24 頁）

そこで、味村幹事は、「他の有限会社の社員総会における議決権の総数の二分の一をこえる議決権」とすることを提案した。

「『他の有限会社の社員総会における議決権の総数の二分の一をこえる議決権』。」
(同速記録 25 頁)

それでも、鈴木小委員長は、そうなってくると、先の株式の方の見出しも直さなければならぬとした。

「そうなってくると、さっきのあれも直さなきゃならないんだよ。さっきの何とか株式の見出しというやつ、どうにもならないんだよ、『有限会社の出資口数』という字は使えないんだ。」(同速記録 25 頁)

これを聞いて、田中委員は、「社員の議決権」と言うだけでわかるので、「社員総会において」と言う必要はないのではとした。

「『社員総会において』というより『社員の議決権』というだけでわかるんじゃないかな。『社員総会における』といわないといけませんかね。」(同速記録 25 頁)

そこで、味村幹事は、「有限会社の社員の議決権の総数」とやればどうかと提案した。

「『有限会社の社員の議決権の総数』とやれば・・・。」(同速記録 25 頁)

そして、田中委員もそれで分かるだろうとこれに賛同した。

「それでわかるんじゃないか。」(同速記録 25 頁)

ここで、大住委員は、むしろこれは出資した財産の保護が目的なのだから、議決権の過半数を持っているということではよいのではないかと先の考えを繰り返した。

「議決権なら議決権で統制できるんですが、むしろこれは出資した財産の保護というほうが目的じゃないんですかね。議決権のほうは過半数持つてるんだから、

持っていれば・・・。」（同速記録 25 頁）

これに対し、鈴木小委員長は、このところでは仮にそうだとした場合、従属会社の使用人は支配会社の監査役になれないというのは、被支配状態を見ているからではないかと指摘した。

「このところはかりにそうだとした場合、今度は、従属会社の使用人は支配会社の監査役になれないというのは持っていればということですか。やっぱり、支配されているという状態を見ているじゃないの。」（同速記録 25 頁）

これを受けて、味村幹事は、前の計算規則のときは、立法担当者の解説では「発行済株式総数の中には議決権なき株式を含まないものと解すべきである」ということになっていたとした。

「前の計算規則のときは、『発行済株式総数の中には議決権なき株式を含まないものと解すべきである』という解説になっているわけなんです。これは上田さんの解釈ですが・・・。」（同速記録 25 頁）

矢沢委員も、大体そう考えているのではないかと述べた。

「大体そう考えているんじゃないですか。」（同速記録 25 頁）

そこで、鈴木小委員長は、書くか書かないか、書くとしたらどういう文字を使うかは検討してもらおうとした。

「まあ、書くか書かないか、書くとしたらどういう文字を使うかということは検討してもらおうと・・・。」（同速記録 26 頁）

これに対し、田中委員は、いま味村幹事の言ったことで文句を考えて貰いたいですが、この場合ばかりでなく、将来は支配会社、従属会社の法律関係を商法でかなり

広く扱わなきゃならない場合が起こると思われるので、ドイツのように、この定義をこの際はっきりして貰いたいと注文を付けた。

「そういう趣旨で、実質はそういうことで、いま味村幹事のおっしゃったことで、文句は結局考えていただく。前の『無議決権株を除く』でいいでしょう。あとは『社員の議決権総数の二分の一』でいいんじゃないかと思うんですけども、結局この場合ばかりでなく、将来私の考えじゃ、支配会社、従属会社の関係の法律関係を商法でかなり広く扱わなきゃならない場合が起こると思うんです。ドイツのように、そのときにやはりこの定義が非常にものをいうと思うんで、それで、この際はっきりできればしていただいたほうがいいんじゃないか。そういうふうには、非常にこれは適用範囲の広い概念になると思います。」(同速記録 26 頁)

そこで、鈴木小委員長は、部会までにできるかどうか分からないが、努力してみる、法文を作るときに考慮して貰うことでどうかと意見の集約を図った。

「わかりました、それで努力してもらいますが、そうすると、いつ部会をするかわからないけれども、部会のときに皆さんにこれを送らなきゃならないけど、送るときまでにこれができるかどうかということはちょっとわからないな。」(同速記録 26 頁)

「そう、そこで考えてもらうということではいかがでしょうか。」(同速記録 26 頁)

「考慮はしてもらうということで・・・。」(同速記録 27 頁)

そして、味村幹事は、要綱ではこの形にしておいて法文をつくるときに考慮することとしたいと応じた。

「大体普通の会社ではほとんど問題になることはございませんので、まあ要綱ではこの形にしておいていただいて、法文をつくるときに・・・。」(同速記録 26 頁)

「このほうがわかりいいんじゃないかと思うんです。一般に発表したときもですね。」(同速記録 27 頁)

田中委員も、やむを得なければそういうことでと味村幹事のこの提案を了承した。

「やむを得なければそういうことで・・・。」（同速記録 27 頁）

矢沢委員も、有限会社法 38 条に「総社員ノ議決権ノ過半数」という表現があるのであり、「他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する会社」という表現で良いとの意向を示した。

「いまの有限会社法三十八条にこういう表現がありますね。『総社員ノ議決権ノ過半数』。だから『他の有限会社の総社員の議決権の過半数を有する会社』。」（同速記録 27 頁）

鈴木小委員長は、それでいいとしつつも、後段を書き直したって何のことだかわからないようなものになりそうであり、「従属会社が持っている他の会社の議決権」なんて言ったのでは何のことだかわからないと疑念を示した。

「ぼくはそれでいいと思うんだけどね。さっき言っていた後段を書き直さなきゃ、書き直したって何のことだかわからないようなものになりそうなんでね。『従属会社が持っている他の会社の議決権』なんていったんじゃ何のことだかわからない。」（同速記録 27 頁）

これを聞いて、矢沢委員は、「議決権数」というのは、後で考える以外にないとの意見を述べた。

「『議決権数』ですか。ちょっとあとで考える以外はないかもしれませんね。」（同速記録 27 頁）

しかし、この矢沢委員の意見に対し、鈴木小委員長は、有限会社でそのようなことを決めて良いのかと疑念を示した。

「だけどそんなこときめていいのかね、有限会社で。」(同速記録 27 頁)

そこで味村幹事は、旧商法にあったように、たとえば十一口以上持っている社員は議決権は十とするというようなことを考えているのではと推測した。

「やはり旧商法にあったように、たとえば十一口以上持っている社員は議決権は十とするというようなことを考えているんでしょうかね。」(同速記録 27 頁)

しかし、鈴木小委員長は、非常に限定的に書くなら分かるが、こういう書き方は良くないのではないか、それでは多数議決権ができるということになるし、議決権のない株式については商法の株式会社と同じような意味で考える必要はないとした。

「だけど、非常に限定的に書くんならばぼくはわかるけれど、こういう書き方はいかんのじゃないかな。多数議決権ができるということになるし、議決権のない株式なんて、商法の株式会社と同じような意味で考える必要というのはないと思うな。」(同速記録 27 頁)

これに対し、矢沢委員は、格別の定めだから、ないことはできないのであり、多数やるかどうかだとした。

「格別の定めだから、ないことはできないんで、だから多数やるか、あるいは・・・。」(同速記録 28 頁)

これを聞いて、鈴木小委員長は、多数の出資を持っている者の議決権を限定しなくてはいけないのではないかとその意見を述べた上、条文をつくるときは、考えさせて貰いたいということを入れるということで、この問題についての審議結果を纏めた。

「だから十一株以上のあれで、ぼくは、多数の出資を持っている者の議決権を制限する規定とか何とかいったような限定をしなくちゃいかんのじゃないかな。ひっ

くり返しの者を認めて、多数持っているやつにもっとやるというのは有限会社の本質に反するから無効だという議論、できますか・・・。

わかりました。そういうことで条文をつくるときはひとつ考えさせてもらいたいということをうたいましょう」（同速記録28頁）。

以上のように、支配会社・従属会社の定めについては、議決権を基準にするという方向にはほぼ異論はないが、その規定の表現の仕方については、いろいろな意見が出され、部会での要綱の審議に委ねることで小委員会としては纏まったようである。

（続）

（明治大学名誉教授）